

令和8年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

日 時 令和8年6月10日(水)15:30～17:30
場 所 岩手県公会堂 1階12号室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者の紹介

4 議 事

【報告】

- (1) 令和7年度の実施状況について **【資料1】**
- (2) 活動組織と外部団体等とのマッチングサイト運用開始について **【資料2】**

【審議】

- (3) 令和8年度の取組方針(案)について **【資料3】**

5 その他

- (4) 第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について **【資料4】**

6 閉 会

令和8年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

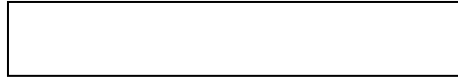
出席者名簿

(敬称略)

	職名	氏名	備考
委員	岩手大学大学院連合農学研究科 教授	はらしな こうじ 原科 幸爾	
	NPO法人 いわて景観まちづくりセンター理事	うちざわ いねこ 内澤 稲子	
	岩手県環境アドバイザー	ねこ ひでお 根子 英郎	
	岩手県農業農村指導士	すがわら あやこ 菅原 紋子	
	岩手大学農学部准教授	はまがみ くにひこ 濱上 邦彦	
事務局	岩手県農林水産部農村建設課 総括課長	よしだ ひでとし 吉田 秀寿	
	岩手県農林水産部農村建設課 水利整備・管理担当課長	ささき しんご 佐々木 伸吾	
	岩手県農林水産部農村建設課 主任主査	みかみ しゅんすけ 三上 俊助	
	岩手県農林水産部農村建設課 主任	こばやし たくゆう 小林 卓裕	
	岩手県多面的機能支払推進協議会 事務局長	たかはし りゅう 高橋 龍	
	岩手県多面的機能支払推進協議会	くわた しのぶ 桑田 忍	

令和8年度 第1回 多面的機能支払制度推進委員会 座席表

委員長（互選後）



事務局



農村建設課担当課長
佐々木 伸吾
岩手県多面的機能支払
推進協議会
桑田 忍
岩手県多面的機能支払
推進協議会事務局長
高橋 龍
農村建設課総括課長
吉田 秀寿
農村建設課主任主査
三上 俊助
農村建設課主任
小林 卓裕

傍聴席



令和7年度の実施状況について

1 基本的な取組方針について（令和7年9月3日推進委員会審議済）

○ 取組方針

人口減少や高齢化に伴う活動への参加者の減少や役員・事務処理担当の後継者不足により、活動を断念する活動組織が増加してきていることから、農村における地域社会を維持していくうえで重要な本取組の維持に向けて、既存組織の活動継続への支援に重点を置きつつ、新規に取組を要望する組織への支援も図っていくこととする。

○ 取組面積の目標

取組面積の現状維持を目標とし、令和8年度以降も 76,000ha 程度を維持していくこととする。

2 重点取組事項について（令和7年9月3日推進委員会審議済）

(1) 継続取組・新規取組の推進

ア 現状

- 令和7年度に実施したアンケート調査において、令和7年度末に活動満期を迎える60組織の意向を確認したところ、48組織が活動を継続、5組織が構成員の高齢化及び事務局のなり手がいないなどを理由に活動を断念、7組織が同様の理由で継続か断念かを決めかねている状況。
- なお、令和8年度末に活動満期を迎える組織は67組織。
- 令和7年度から新たに活動を開始した組織数は6組織。うち県北・沿岸地域は2組織。

【新たに活動を開始した組織数】

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
組織数	13	13	7	7	3	7	6

- 農振農用地面積に対する取組面積の割合（カバー率）は、盛岡地域45%、県南地域67%に比べ、県北地域22%、沿岸地域6%が低い状況にあり、地域間で格差が生じている。
- 地目別では田76%に比べ、畑23%、草地6%と大きな格差が生じている。

イ 課題と対応

課題	対応
1 今後、活動満期を迎える組織に対して、継続に向けた支援の強化が必要	(1) 活動満期を迎える組織の継続意思を確認 (2) 関係機関と連携し、事務負担軽減につながる事務委託、活動項目の選択・集中、人材確保・有効活用に繋がる近隣組織との合併を支援 (3) 事務の受皿整備として、 ①マッチングサイトの開設など他県の取組を調査し、本県への適用を検討 ②土地改良区やNPO、農村RMO等への事務委託の働きかけ ③組織内での事務担当者等の世代交代を促すための事務研修や世代間コミュニケーション研修会の開催の検討 (4) 組織の事務負担軽減対策として、事務支援システムやアプリ等の導入を検討 (5) 労働力確保策として、アルバイト求人サイトを紹介するとともに、活用事例を横展開
2 取組面積の現状維持のために、新規組織の掘り起こしが必要（特に県北・沿岸地域）	<ul style="list-style-type: none"> 基盤整備事業等の実施を希望する地区において制度を紹介
3 畑及び草地における取組の拡大が必要	<ul style="list-style-type: none"> 畑及び草地における取組の拡大余地がある活動組織に対して、畑及び草地での活動事例を紹介することで、取組の拡大を支援

(1) いわて農業・農村多面的機能シンポジウム

- ・ 県内の活動組織等に県内外の優良な取組を情報発信し、制度の有用性を再認識するとともに、活動組織の広域化及び非農業団体など多様な組織の参画を推進し地域の取組の維持を図ることを目的に開催。

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

- ・ 多面的機能支払交付金活動組織の模範となる優れた取組を行っている組織を表彰するとともに受賞内容を広報誌等で周知し、県内組織の活動継続の意欲高揚を図る。
- ・ 推薦数が減少していることから、積極的に推薦するよう市町村に対し声掛けを行う。

(3) 活動時の安全管理の徹底等について

- ・ 活動開始時期や事故の都度、注意喚起の文書を発出するほか、担当者会議において、安全管理の徹底について注意喚起を行う。

(4) 外来種駆除について

- ・ 従来の生態系を維持するため、「農地・水通信」などを活用し、外来種駆除の必要性の周知を行う。

3 重点取組事項の実績について（今回審議事項）

昨年度の委員会において決定された取組方針等を踏まえ、令和7年度の活動を実施した。

(1) 継続取組・新規取組の推進

ア 組織数及び面積

【農地維持支払】

- ・ 令和7年度の取組は、980組織 75,247ha となっており、令和6年度から23組織、1,353haの減となっている。

【令和6年度から令和7年度への面積増減】

増減要因		該当組織数	面積増減 (ha)	備考
増減の 要因	純新規	6	+158	
	取組面積拡大	※(78)	+405	取組面積の拡大、調整など
	純廃止	-29	-881	
	取組面積縮小	※(282)	-1,035	
	合併	0	0	合併による面積増減
合計		-23	-1,353	

※ () 書きは、活動組織数の内数である。

【令和6年度及び7年度農地維持支払 市町村数、活動組織数、取組面積、カバー率】

	農地維持支払		増減	R6年度比
	R6年度実績	R7年度実績		
市町村数	33	33	0	0%
活動組織数	1,003	980	-23	-2.3%
広域活動組織	55	55	0	0%
取組面積 (ha)	76,660	75,247	-1,353	-1.8%
水田	67,760	66,408	-1,352	-2.0%
畑・草地	8,840	8,839	-1	-0.1%
カバー率 (%)	50	49	-1	-2.0%
水田	77	76	-1	-1.3%
畑・草地	14	14	0	0%

※ R7年度実績は、実施状況報告とりまとめ中であり、今後変更があり得ること。

【広域振興局管内別 令和6年度及び令和7年度取組実績】

広域振興局	令和6年度				令和7年度				増減	
	活動組織数	取組面積 (ha)			活動組織数	取組面積 (ha)			活動組織数	取組面積 (ha)
		田	畑	草地		田	畑	草地		
盛岡	204	19,224	16,106	3,118	198	18,983	15,860	3,123	-6	-241
県南	633	52,309	48,575	3,734	617	51,202	47,484	3,718	-16	-1,107
沿岸	38	982	925	57	35	930	886	44	-3	-52
県北	128	4,085	2,154	1,931	130	4,132	2,178	1,954	2	47
計	1,003	76,600	67,753	8,840	980	75,247	66,408	8,839	-23	-1,353

- ・ 各地域において、高齢化等により活動継続を断念した組織があったことなどにより、活動組織数及び取組面積ともに減少した。

【広域振興局管内別 令和7年度カバー率実績】

広域振興局	R7取組面積 (ha)			R7農振農用地面積 (ha) (カバー率 (%))			R7純新規取組組織数
	田	畑	草地	田	畑	草地	
盛岡	18,983	15,860	3,123	41,870 (45%)	21,904 (72%)	19,966 (16%)	
県南	51,202	47,484	3,718	76,446 (67%)	57,924 (82%)	18,522 (20%)	奥州市3組織 遠野市1組織
沿岸	930	886	44	15,241 (6%)	2,837 (31%)	12,404 (1%)	
県北	4,132	2,178	1,954	19,053 (22%)	4,964 (44%)	14,089 (14%)	二戸市1組織 軽米町1組織
計	75,247	66,408	8,839	152,610 (49%)	87,629 (76%)	64,981 (14%)	6組織

- ・ 盛岡及び県南地域は、田で70%を超える高いカバー率となっているが、畑・草地は20%程度となっている。
- ・ 沿岸地域は、特に畑・草地が1%のカバー率となっている。

【資源向上支払】

① 資源向上支払（共同活動）

- ・ 令和7年度の取組は、852組織 71,214ha となっており、令和6年度から11組織 898ha 減となっている。

【令和6年度及び7年度資源向上（共同）市町村数、活動組織数、取組面積】

	資源向上支払（共同）		増減	
	R6年度実績	R7年度実績		R6年度比
市町村数	29	29	0	0%
活動組織数	863	852	-11	-1.3%
広域活動組織	53	53	0	0%
取組面積 (ha)	72,119	71,214	-905	-1.3%

※R7年度実績は、実施状況報告とりまとめ中であり、今後変更があり得ること。

【共同活動の取組項目別組織数】

順位	活動項目	組織数
1	植栽等の景観形成活動	680
2	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	541
3	水路の軽微な補修等	440
4	農道の軽微な補修等	322
5	施設等の定期的な点検・清掃	257
6	農用地の軽微な補修等	247
7	広報活動	214
8	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	189
9	生物の生息状況の把握	90
10	地域住民による直営施工	81
11	農村環境保全活動の幅広い展開	67
12	防災・減災力の強化	62
13	ため池の軽微な補修等	58
14	景観形成・生活環境保全	47
15	水質モニタリングの実施・記録保管	30
16	遊休農地の有効活用	28
17	水田の貯留機能向上活動	23
18	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	14
19	外来種の駆除	10
20	水質保全	8
21	水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全	8
22	生態系保全	6
23	地域資源の活用・資源循環活動	5
24	畑からの土砂流出対策	2

② 資源向上支払（長寿命化活動）

- 令和7年度の取組は、699組織 55,898ha となっており、令和6年度から19組織減、取組面積984ha減となっている。

【令和6年度及び令和7年度資源向上（長寿命化）市町村数、活動組織数、取組面積】

	長寿命化		増減	
	R6年度実績	R7年度実績		R6年度比
市町村数	28	28	0	0%
活動組織数	718	699	-19	-2.6%
広域活動組織	51	51	0	0%
取組面積 (ha)	56,882	55,898	-984	-1.7%

※R7年度実績は、実施状況報告とりまとめ中であり、今後変更があり得ること。

【長寿命化活動の取組項目別組織数】

順位	活動項目	組織数
1	水路の補修・更新等	498
2	農道の補修・更新等	75
3	ため池の補修・更新等	21

※R7に実施した組織数をカウント

イ 令和7年度に活動満期を迎えた組織に対する活動継続に向けた支援

① 継続意向アンケート結果を踏まえた支援

- 1) 令和7年度に計画最終年を迎える60組織に対して令和7年12月に継続意思アンケートを実施。活動を断念又は検討中と回答した組織が12組織となっており、その主な理由として、高齢化が12組織、役員、事務局等の後継者がいないが5組織、事務の負担が6組織であった。(複数回答)
- 2) アンケート結果で活動断念の意向を示した組織について、市町村を中心に事務委託、組織の広域化及び活動の選択・集中を検討するなど、それぞれの実情に応じて活動継続に向けた支援を実施した。

なお、活動継続の有無については現在取りまとめ中であるもの。

② 事務の受皿整備

- 1) マッチングサイトの開設などの他県の取組状況を調査し、本県においても令和8年度に開設することで調整。
- 2) 土地改良区やNPOに対して事務受託の状況を担当者会議において、市町村担当者へ情報提供。
- 3) 推進協議会において20市町村の625組織に対して事務研修会を実施。

ウ いわて農業・農村多面的機能シンポジウム

- ・ 県内の活動組織等に県内外の優良な取組を情報発信し、制度の有用性を再認識するとともに、活動組織の広域化及び非農業団体など多様な組織の参画を推進し地域の取組の維持を図ることを目的に、令和7年11月5日に開催。
- ・ 活動組織の他、県、市町村、土地改良区等の関係者約450名が参加。

エ 畑及び草地における取組面積の拡大

- ・ 過年度から、畑・草地の活動事例を市町村や活動組織に紹介してきたところ、畑・草地の取組面積は令和元年度から令和6年度までに200haの増となった。

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

ア モデル賞表彰

市町村から3組織の推薦があり、令和7年9月3日の本委員会で審査し、3組織をモデル賞に決定し、令和7年12月23日のいわて農林水産躍進大会において表彰した。

イ 取組の周知

受賞した組織の取組については、広報誌「農地・水通信」等で県内活動組織への周知を行い、意欲高揚を図った。

市町村名	組織名	特徴
八幡平市	寺田水環境保全協議会	・ 生き物調査や花壇整備に地域の子供たちが参加し、世代間交流に取り組んでいる。 ・ 湿地帯を活用してビオトープ整備し水質保全に取り組んでいる。
奥州市	梁川第二区集落多面的活動組織	・ 獅子踊りの郷土芸能伝承活動を実施しコミュニティの活性化に取り組んでいる。
西和賀町	両沢地区農地・水・環境保全会	・ 「雪あかり」にて世代間交流に取り組んでいる。 ・ 草刈りや景観形成活動の参加者の半数が女性。

(3) 活動時の安全管理の徹底について

ア 事故の発生状況

令和7年度は12件の事故が発生。

【事故の発生件数の推移】

(単位：件)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
作業中の転倒によるもの	6	6	9	7	2
蜂に刺されたもの	8	0	5	5	7
その他	5	5	3	3	3
計	19	11	17	15	12

イ 県の対応

- ・ 活動時における安全対策を取りまとめた「安全のしおり」を全活動組織へ配布した。
- ・ 熱中症対策、クマ注意、蜂刺され防止対策などについて、計2回注意喚起の通知を行った。
- ・ 例年2回発行する「農地・水通信」に安全管理の徹底について記事を掲載し、全組織へ配布した。(令和7年度3回発行)
- ・ 年2回開催する県、市町村及び土地改良区を対象とした担当者会議において、安全管理の徹底を周知した。

(4) 外来種駆除について

- ・ 広報誌「農地・水通信」において外来種駆除の必要性について周知した。

令和7年度に活動満期を迎える組織への継続意思アンケート調査結果
 (調査時期：令和7年12月)

1 継続意思調査

令和7年度に活動満期を迎える60組織を対象に、継続意思を調査した結果、図1のとおりとなった。

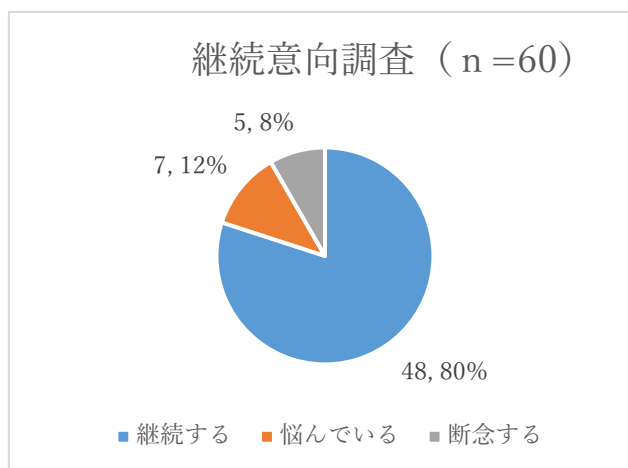


図1 継続意向調査

2 活動を断念する理由

継続意思調査で活動を断念又は悩んでいると回答した7組織に対して、その理由を調査した結果、図2のとおりとなった。

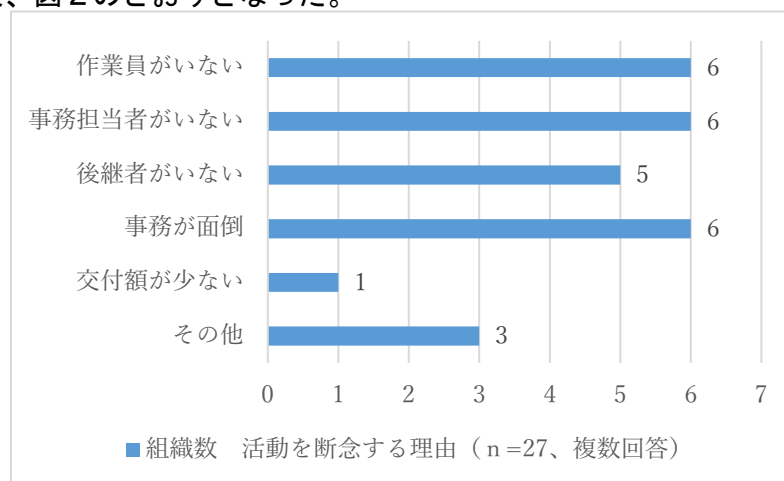


図2 活動を断念する理由

- その他 回答
- ・ 作業参加者減
 - ・ 交付金返還作業が大変
 - ・ 会員意向調査次第



I 多面的機能支払交付金（第3期）制度改正について

多面的機能支払交付金は令和7年度から第3期目を迎えますが、様式等を含む要綱要領と制度の一部改正が行われ、令和7年度に新規、再認定及び計画変更の申請を行う活動組織は、制度改正を踏まえた申請手続きが必要になりますので留意願います（**新たな事業計画は6月30日まで**に市町村に提出。）。今号では主に改正のポイントをお知らせします。

1 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシートの要件化

農林水産省の補助金等の交付金を受け取る場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づき、**令和7年度から、全ての活動組織が「チェックシート」に取組む内容を記入して市町村に提出する必要があります**（「チェックシート」の内容は4ページを参照ください）。

また、「チェックシート」の提出にあたっては、**総会等において「チェックシート」及び「チェックシート解説書」を構成員に周知し、合意形成を図る必要があります。**

なお、提出期限は下記のとおりです。

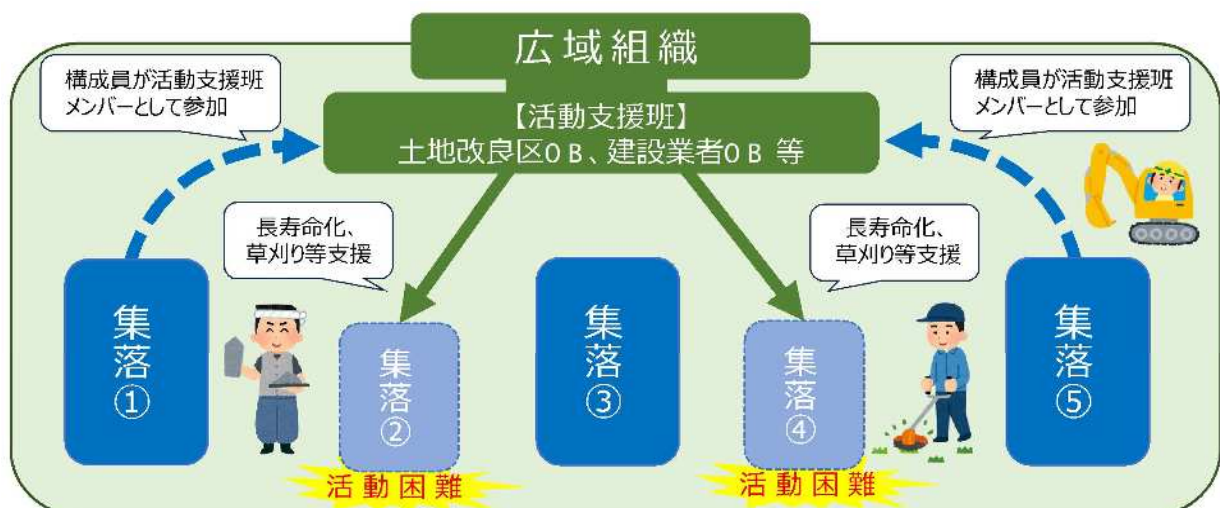
- 令和7年度に新規、再認定及び計画変更の申請を行う活動組織：**6月30日まで**
- 上記以外の活動組織：**各市町村から別途指示**

2 組織の体制強化への支援（活動支援班加算）

広域活動組織の設立と活動支援班*の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、40万円/組織が加算されます。

※広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



3 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

環境負荷低減の取組を促進するため、これまで環境保全型農業直接支払交付金で支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組等は、令和7年度から資源向上支払の加算措置（みどり加算）での支援となります。



※加算を受ける場合は、下表①と併せて活動期間中に下表②の取組面積を拡大することが要件。

				(円/10a)		
項目				交付単価		
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組	+	②	長期中干し	800	
				冬期湛水	4,000	
				夏期湛水	8,000	
				中干し延期	3,000	
				江の設置等	作溝実施	4,000
					作溝未実施	3,000
	①					

4 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目が追加されました。

【増進加算の対象活動】

a：遊休農地の有効活用	b：鳥獣害防止対策及び環境改善活動の強化
c：地域住民による直営施工	d：防災・減災力の強化
e：農村環境保全活動の幅広い展開	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	h：広域活動組織における活動支援班による活動の実施
i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
※化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組の要件はありません。	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農的関係人口の拡大	

5 直営施工の有無に関わる交付単価の改正

令和7年度から、活動組織の規模に関わらず直営施工をしない地区は、単価は5/6を乗じた額となります。

※ 新たな活動期間から適用（現行の活動期間中は現行の単価）

II 事務負担軽減に関する様式等の見直しについて

多面的機能支払交付金の事務負担軽減に関する取組として、令和7年度に見直しを行うこととなりました。なお、様式の変更等については、活動組織や市町村の負担にならないよう、従来の様式を継続して使用できる経過措置も講じています。

この様式等は農林水産省のホームページに掲載されており、現在、これを基に岩手県版のシステムを作製しています（5月下旬に配布予定）。

以下が見直し内容となります。

1 様式の見直しに関する内容

様式の簡素化を行い、活動内容の記入が容易となるよう改善。

- (1) 様式第 1-3 号「活動計画書」について、活動予定の記入欄を簡素化（実施の有無のみ記載する内容に変更）。
- (2) 活動計画書別添 2 及び規約別紙「構成員一覧」について、住所記入欄を削除。
- (3) 様式第 1-6 号「活動記録」について、開始時刻及び活動区分の記入欄を削除。
- (4) 様式第 1-7 号「金銭出納簿」について、区分のうち「購入・リース費」の項目を「その他支出」に統合。
- (5) 様式第 1-8 号「実施状況報告書」について、事業の成果の記入内容を簡素化（活動を実施した場合の具体的な活動内容等の記入を不要とするよう変更）。

2 入力作業の省力化に関する内容

様式の作成に際し、作成の省力化や入力ミス防止の観点から、自動で入力等ができる機能を追加。

- (1) 様式第 1-3 号「活動計画書」について、交付単価の減額の自動計算、記入状況に応じた注意書きの表示、加算措置の対象用地面積の自動転記がされるよう設定。
 - (2) 様式第 1-6 号「活動記録」について、
 - 活動の日付順に記録を自動で並び替える機能を追加。
 - 活動計画書で定めた活動項目番号のみ選択できるよう設定。
 - (3) 様式第 1-7 号「金銭出納簿」について、活動記録との整合を図りやすくするため、活動記録で記入した活動日のみ選択できるよう設定。
 - (4) 制度改正に伴い追加となった様式や記入欄についても、入力内容を選択式に設定。
 - (5) 数式等を設定している様式については、誤記入を防ぐため、入力箇所以外の記入ができないよう設定。
- (注) 令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、改正前の様式が引き続き使用できます（ただし、「みどり加算」に新たに取組む活動組織については、旧様式は使用できません。）。

III 農林水産省のホームページについて

今号でお知らせしている内容については、農林水産省のホームページにも掲載されております。その他にも交付金に係る情報が掲載されておりますので、ぜひ御覧ください。

🔍 下記の URL または、「農林水産省 多面的機能支払」で検索 🔍

URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

多目的機能支払

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(1) 適正な施肥 ① 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管 ② 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な除草や害虫駆除等 ③ 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除 除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管 ④ 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	申請時 (します)	報告時 (しました)
(3) エネルギーの節減 ⑤ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保管に努める ⑥ 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	申請時 (します)	報告時 (しました)
(4) 悪臭及び害虫の発生防止 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) ⑦ 除草や水灌の視上げ等を行う場合には、気温や湿度環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・削減に努める	申請時 (します)	報告時 (しました)
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な種類の利用及び適正な処分 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者、 ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	申請時 (します)	報告時 (しました)
(6) 生物多様性への悪影響の防止 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 ⑨ 雑草や害虫の発生状況を把握し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める ⑩ 生除草への影響が想定される工事等を実施する場合は 生態系に配慮した事業実施に努める	申請時 (します)	報告時 (しました)
(7) 環境関係法令の遵守等 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 ⑪ 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める ⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守 ⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める ⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい削減に基づく作業安全に努める	申請時 (します)	報告時 (しました)

◆チェックシートの詳細については、左のQRコードまたは下のURLから、解説書をご覧ください。
◆URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-154.pdf





高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

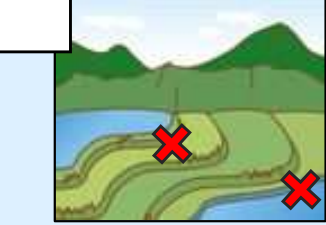
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック




活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。




危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。




参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。


当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組み活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>



- ヘルメットは被りましたか？
- 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- 手袋、長靴等は着用しましたか？
- 防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょ。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにならなましょ。
- **熱中症**には十分注意しましょ。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとらましょ。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やましょ。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょ。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょ。
 - ・ 意識がない場合や症状が良くならな場合は、すぐに病院で手当てを受けましょ。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょ。

■ 事故の傾向（令和5年度の発生状況）

交付金における共同活動においては、令和5年度（令和5年4月から令和6年3月末まで）に184件の事故が報告されています。

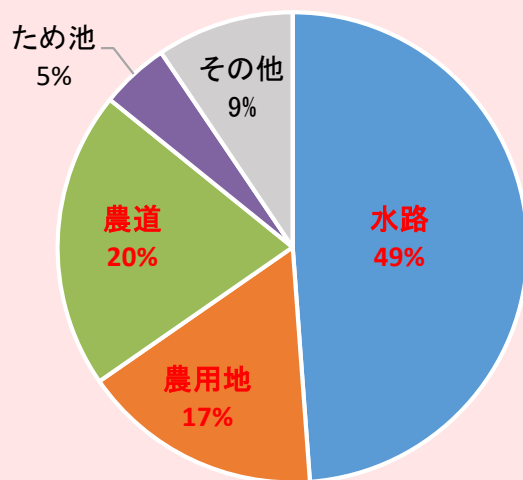
事故の発生場所としては、水路（49%）が最も多く、農道（20%）、農用地（17%）の順に多くなっており、この3つで80%を超えています。

事故が発生した活動としては、草刈（69%）が極めて多く、約70%を占めております。

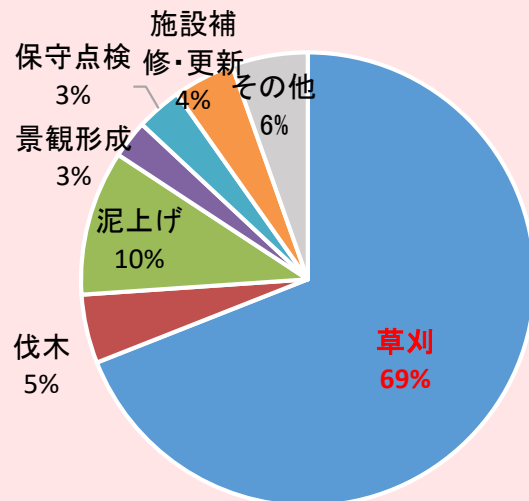
事故の原因としては、転倒・転落（28%）が最も多く、草刈機等との接触（21%）が次いで多くなっており、この2つで約50%を占めています。

事故による怪我等の状況としては、創傷（23%）及び骨折（21%）で約40%を占めています。

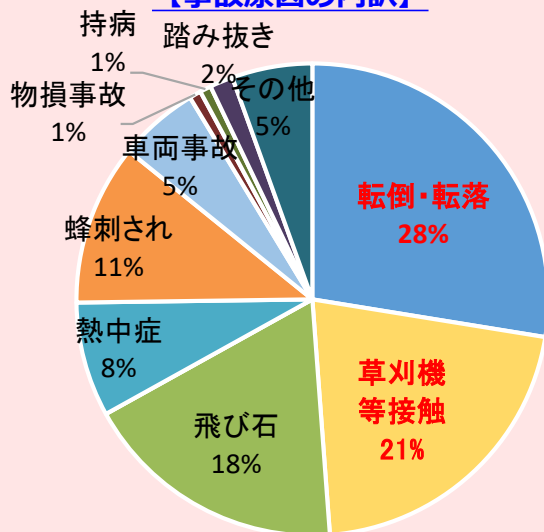
【事故の発生場所の内訳】



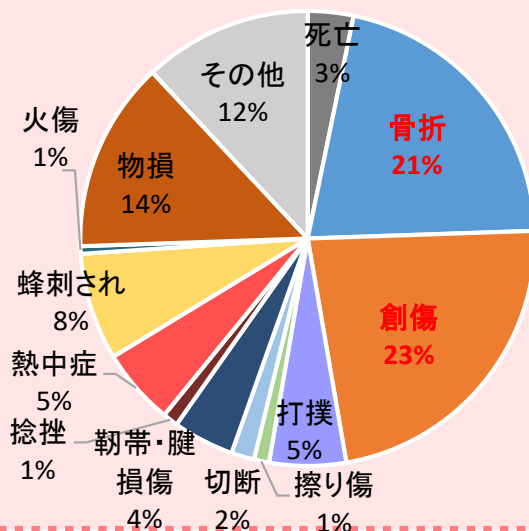
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



活動中の事故の多くは、
主に水路での草刈り作業で転倒・転落、
草刈機等との接触により発生しています

■ 事故の例



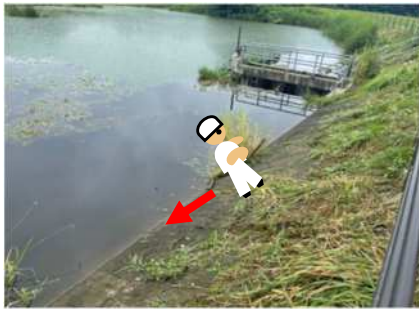
(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈筋腱損傷
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数名でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両名とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体天端の草刈作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

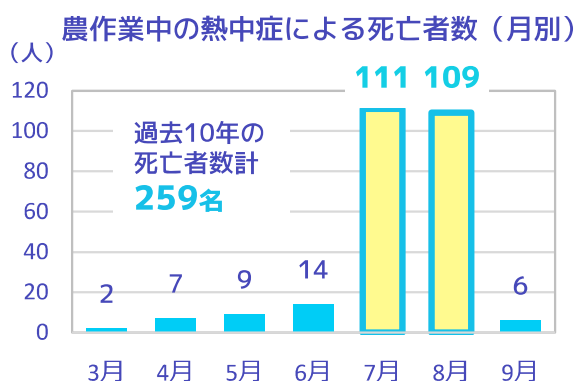
農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です!!

* 農作業中の熱中症 *

- 毎年、約**30名**の方が農作業中の熱中症により**死亡**
- 死亡事故の約**85%**が**7~8月**に発生している一方で3~6月にも発生



* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渴きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう!



もっと
知りたい!!

熱中症対策

* 熱中症対策アイテム *

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際
のリスクを回避したいときに
活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩
の質を高めたいときに活躍



ミストファン

* 熱中症警戒アラートと MAFFアプリの連携 *

熱中症警戒アラートとは?

熱中症の危険性が極めて高くなると予測
された際に発表される注意喚起情報

STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 4

MAFFアプリの入手



Android



iOS

地域の設定



マイページ
> プロフィール設定

PUSH通知ON



スマートフォン側の
通知設定も確認

通知が届く



登録した都道府県に
アラートが発生され
ると通知が届く

* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

- 汗をかかない、体が熱い
- めまい、吐き気、頭痛
- 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- 涼しい環境へ避難
- 衣服をゆるめ体を冷やす
- 水分・塩分を補給

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善
しない場合は医療機関で診療
を受けましょう!!



1 活動における安全管理と保険加入、事故発生時の報告の徹底について

本県においては、令和6年度に15件の事故が発生しています。

また、令和7年度に入ってから8月までに9件の事故が発生しており、うち1件では、活動との直接の関連は不明ですが、死亡者もでています。

これまでも安全面に配慮して活動されていることと存じますが、あらためて安全管理と傷害保険加入、事故発生時の報告の徹底をお願いします。

(1) 令和7年度の事故発生状況（令和7年9月1日時点）

	発生日時	被災者 年齢・性別	事故の概要	保険の 加入
1	R7. 6. 14 7:00頃	74歳男性	草刈作業中に、刃に絡まった草を取ろうとしたところ、回転する刃に接触し、左手人差し指の第一関節付近を4cm裂傷した	有
2	R7. 7. 6 6:30頃	66歳男性	草刈作業中に草刈機が蜂の巣にあたり、飛び出した蜂に右手甲を刺された。	有
3	R7. 7. 19 6:30頃	57歳男性	草刈作業中に右腕を蜂に刺された。	有
4	R7. 7. 19 13:50頃	70歳男性 (非構成員)	草刈作業の合間に座って休憩していたところ、そのまま前のめりに倒れ込んだ。 病院に搬送されたが、死亡が確認された。	無
5	R7. 7. 20 9:30～ 11:00	53歳男性	草刈作業中に左手の甲を蜂に刺された。	有
		61歳男性	草刈作業中に首の後ろをアブに刺された。	
		70歳男性	草刈作業中に左手の甲を蜂に刺された。	
6	R7. 8. 3 8:00頃	82歳男性	草刈作業開始前に、付近の木に折れて垂れ下がっている枝を除去しようと触れたところ、蜂が一斉に飛び出し、そのうち一匹に右頬を刺された。	有
7	R7. 8. 3 9:20頃	69歳男性	草刈作業中に左肘付近を蜂に刺された。	有
8	R7. 8. 29 6:00頃	46歳男性	草刈作業中に左太ももを蜂に刺された。	有
9	R7. 8. 31 9:30頃	60代男性	水路法面の草刈作業中に滑って転倒し、足首を負傷した。	有

事故が発生した場合は、速やかに市町村へ報告願います！！

(2) 事故防止に向けて

- ① 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、危険な箇所（段差、狭小地、急流の水路、危険物、危険な動物の生息等）のチェックを行い、危険物の除去や危険個所を現場にわかりやすく表示すること。活動当日は、事前にチェックした危険個所等の情報を参加者全員に周知し、注意喚起を行うこと。
- ② 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や、当日の健康状態を確認し、作業は2名以上で行うよう適切な作業分担・配置とし、無理のない作業計画を立てること。
- ③ 現地の点検や作業時においては、安全防具（ヘルメットや防護メガネ、手袋、救命胴衣等）の装着や衣類の適正着用による防護の徹底を図ること。
- ④ 鈴やラジオ、熊スプレー等の熊対策を行うこと。また黒い服装を避ける、にっおいの強い香水を使用しない等の一般的なハチ対策を行うこと。夏場の作業時は殺虫剤を携帯すること。
- ⑤ 日中の気温が高い時間帯をさけて作業を行うこと。作業前、作業中に水分補給と休憩をこまめにとること。
- ⑥ 万が一の事故に備え、事故発生時の連絡体制を参加者に周知するとともに、活動を行う前に必ず傷害保険に加入すること。

2 多面的機能支払交付金では『外来種の駆除』が可能で す。(資源向上(共同)の農村環境保全活動)

外来種の中には、一部ですが地域の自然環境に大きな影響を与えて「生物多様性」を脅かすものがあります（特定外来種など）。多面的機能支払交付金は、これらの『外来種の駆除』も対象とする制度です。→ 資源向上(共同)「40.外来種の駆除」

◎特定外来種の代表例「オオハンゴンソウの紹介」



■「オオハンゴンソウ」とは？

キク科の多年草で旺盛な繁殖力で在来植物に壊滅的な影響を与えることから、外来生物法で特定外来種に指定されており、県内にも広く分布しています。

■「オオハンゴンソウ」の駆除方法は？

基本的な手順は以下のとおりです。
抜き取り（根を残さず掘り出す）→乾燥（持ち出し禁止のため、現地で枯らす）→ゴミ処理（乾燥後に燃えるゴミとして袋に入れて搬出する）※盛岡市HPを参考

◎農村環境保全活動としての『外来種の駆除』

「オオハンゴンソウ」以外にも、「生物多様性」や農業経営にまで影響するような外来種が県内で分布を拡大しています。多面的機能支払交付金の制度を活用した、農村環境保全活動として『外来種の駆除』を検討してみませんか。

『外来種の駆除』の基本的な手順（植物の場合）

- | | | |
|-------|---------|----------------------------|
| STEP0 | 外来種の情報 | （地域の自然環境に影響する外来生物の情報を確認する） |
| STEP1 | 生息域の調査 | （地域における生息状況と分布範囲を記録する） |
| STEP2 | 駆除範囲の選択 | （地域内で駆除を実施する地点を選択する） |
| STEP3 | 駆除方法の計画 | （駆除及び処理の具体的方法について計画する） |
| STEP4 | 駆除 | （駆除及び処理を実施する） |

※実施地点の環境の変化を観察・記録することも活動の一部として重要です。

3 多面的機能支払交付金抽出検査について

令和7年度も、活動組織を対象とした東北農政局による抽出検査が実施されます。現時点で検査日程や対象活動組織は未定ですが、あらかじめお知らせします。

事業計画書、活動記録や金銭出納簿に基づき、領収書や書類の整理状況、活動の内容、各種計画の策定、交付金の使途や残高に加え、研修の実施状況等について検査が実施されます。

令和7年度の特定テーマは、全国の会計実地検査の指摘内容を踏まえた「現況地目の確認・判定方法」です。

【会計実地検査指摘事項】

- ・ 対象農地が、駐車場、農業用倉庫、資材置き場等になっているものや、樹木が生えるなど、保全管理が適切に行われていないものがあり、本来交付対象とならない農用地に対して交付金が交付されている。
- ・ 盛土されている等、湛水するための畦畔及び灌漑機能を有していないにも関わらず、「田」に係る交付金が交付されている。

また、令和6年度の抽出検査では次の内容の指摘、指導を受けていますので、注意願います。

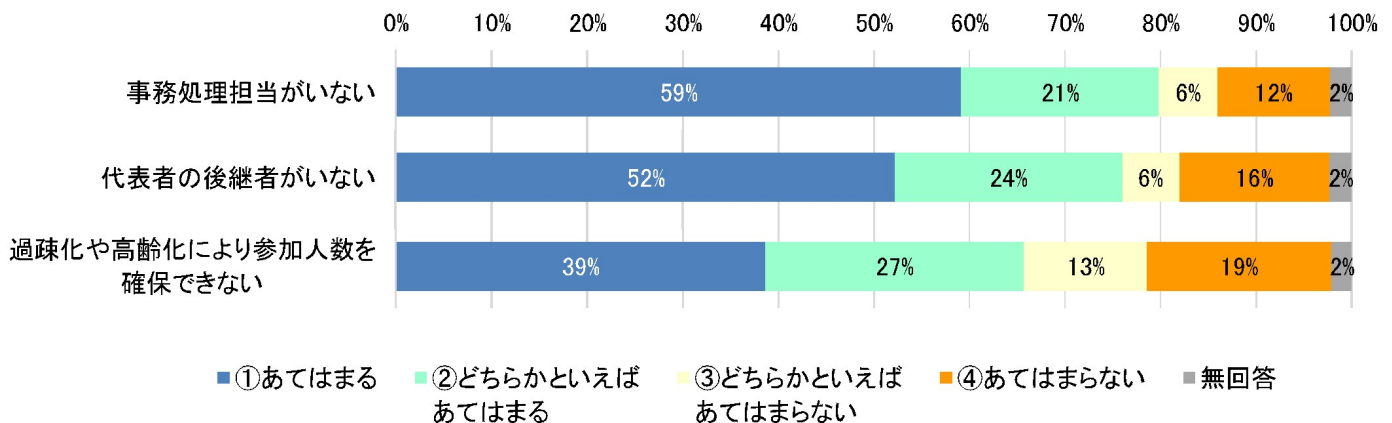
【岩手県内での令和6年度抽出検査に係る指摘・指導事項】

- ・ 総会資料は欠席者にも配布し、議決結果を全員に周知すること。
- ・ 口頭での欠席連絡ではなく、委任状を貰い総会を開催すること。
- ・ 総会資料に日当、機械リース代金、役員報酬等を明示した資料を添付すること。
- ・ 会計、支払については複数人で確認・対応すること。
- ・ 再認定にあたり宅地化された箇所があった。
- ・ 一時的な立替えであっても、長寿命化の交付金を農地維持・共同活動の支払いに流用することはできない。

4 活動組織と外部団体とのマッチングについて

現在、人口減少や高齢化・後継者不足等により活動継続が困難となっている活動組織の増加が懸念されています。このような状況の中、協議会では活動組織の体制強化に向けて、地域への外部人材の呼び込み推進を目的とした、マッチングの仕組みを構築する予定です。

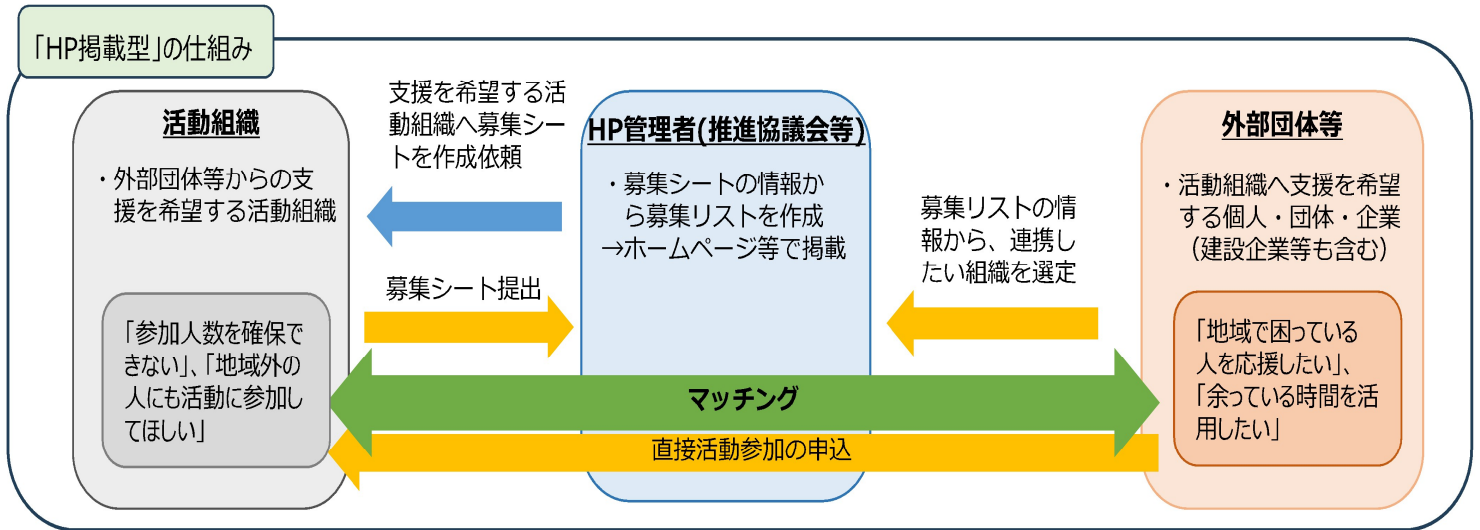
○多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

マッチングの仕組みの概要は以下のとおりで、令和8年度中の開始を考えています。

- ・ 協議会が活動組織から支援の希望有無を聞き取り、募集リストを作製しホームページに掲載。
- ・ 外部団体等は、募集リストの情報から連携したい活動組織を選定し、直接活動組織に活動への参加を申し込む。



5 岩手県からのお知らせ

1 交付金の積極的な活用をお願いします！

- (1) 毎年度、活動期間満了を迎えた活動組織の持越金の精査により、**交付金の返還が発生しています。**
- (2) **昨年度から多額の交付金の持越がある場合は、今年度の活動において交付金を積極的に活用するよう活動組織内で検討をお願いします。**

【交付金の活用例】

- ・ 農地維持及び資源向上（共同）の活動を計画通りに実施したうえで、その残額を資源向上（長寿命化）に活用
- ・ 「田んぼダム」などの地域防災の取組に活用
- ・ 農林水産省が公開している優良事例集を参考に新たな取組を実施
公開先：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html>

2 資源向上支払（長寿命化）の実施について

資源向上（長寿命化）の活動について、**他事業導入の検討をお願いします。**

【活動組織が事業主体となれる事業の例】

- ① 農地耕作条件改善事業（事業費2,000千円以上）

	国	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	14% (14%)	36% (31%)	

- ② いきいき農村基盤整備事業（事業費2,000千円未満） → 別紙を参照ください。

	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	50% (45%)	

※ ①及び②については、定率補助のほか、定額補助のメニューもあります。詳しい事業制度等については、市町村またはお近くの広域振興局農山村整備室・農村整備センターへお問い合わせ願います。

6 協議会からのお知らせ

1 長寿命化工事で一部直営施工を実施する場合の見積依頼について

令和7年度の制度改正により、活動組織の規模に関わらず直営施工をしない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※ 令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます(令和6年度と同様の単価となります)。

一部直営施工を実施する場合は「工事見積依頼書」に活動組織が実施する直営施工内容を記載し、その部分の金額を見積額から軽減させる趣旨を必ず記載してください。

見積依頼文書(例)は、令和3年3月発行の「長寿命化活動等(工事関係)事務処理マニュアル」P11に記載していますので参考としてください。

(3) 工事費見積依頼文書(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 様

〇〇活動組織 代表 〇〇〇〇 印

工事費の見積依頼について

当活動組織では工事を発注するにあたり、見積を徴収することにしましたので、下記により見積書の提出をお願いします。

なお、受注者は見積書を比較したうえで決定しますので、ご了承願います。

記

1 工事名 〇〇〇〇工事 2 工事場所 〇〇市〇〇町〇〇地内

3 工事内容等

工事内容は工事費明細書等のとおり。 ※ 前金払いは有りません。

※【組織自ら実施する直営施工がある場合は、その内容を記載すること】

4 工事期間

工事完成日を令和〇〇年〇〇月〇〇日としていますが、貴社で可能な工事期間があれば、記載願います。

5 見積り提出希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

6 提出先 〇〇活動組織 担当 〇〇〇〇

住所

電話



1 令和7年度岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

令和7年12月23日（火）、いわて農林水産振興協議会及び岩手県の主催により「いわて農林水産躍進大会」が、トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）で開催されました。

大会では「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」の表彰式が行われ、県内の模範となる優れた活動を行っている「寺田水環境保全協議会」（八幡平市）、「梁川第二区集落多面的活動組織」（奥州市）及び「両沢地区農地・水・環境保全会」（西和賀町）の3組織が受賞しました。（活動の状況はP.2～P.3に掲載）

達増拓也岩手県知事からの受賞状況



記念撮影



前列左から

寺田水環境保全協議会 藤江副会長、
梁川第二区集落多面的活動組織 佐藤代表、
両沢地区農地・水・環境保全会 高橋代表

後列左から

岩手県土地改良事業団体連合会 千葉専務理事、
岩手県土地改良事業団体連合会 高橋会長、
岩手県農林水産部 今泉農村整備担当技監

てらだみずかんきょうほぜんきょうぎかい

寺田水環境保全協議会（八幡平市）

- 平成 29 年度から活動を開始し、農地 21.9ha、水路 8.9km、農道 2.8km の保全管理に取り組んでいる。
- 農業者だけでなく非農業者も参加し、水路の泥上げなどの維持管理活動を定期的に行っている。
- 景観形成に向けた花壇への植栽に取り組んでいる。
- 湿地帯を活用したビオトープの整備、生物調査及び水質調査等の取り組みを通じて、農村環境保全の普及・啓発に取り組んでいる。
- 農村環境保全について先進地研修の実施や岩手県環境アドバイザーに助言を求めるなど、活動の質的向上に取り組んでいる。



【花壇への植栽】



【ビオトープでの生物調査】

やながわだ いにくしゅうらくためんてきかつどうそしき

梁川第二区集落多面的活動組織（奥州市）

- 平成 19 年度から活動を開始し、農地 52.0ha、水路 16.0km、農道 7.6km の保全管理に取り組んでいる。
- 農道周辺の草刈りなどの維持管理活動を定期的に行っている。
- 農業者の直営施工による水路の更新を実施し、経済的かつ計画的な施設の長寿命化に取り組んでいる。
- 景観形成に向けた花壇への植栽に取り組んでいる。
- 地域の小中学生を対象に、岩手県指定無形民俗文化財「金津流梁川獅子踊」の伝承活動を実施し、世代間交流やイベント参加による地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。



【老朽化した水路の更新】



【イベントでの獅子踊の披露】

両沢地区農地・水・環境保全会（西和賀町）

- 平成 24 年度から活動を開始し、農地 32.3ha、水路 18.0km、農道 11.2km の保全管理に取り組んでいる。
- 農業者の直営施工による水路補修や、非農業者も参加した農道周辺の草刈りなどの維持管理活動を定期的に実施している。
- 「両沢地区まるごと公園化」をモットーに、清掃活動や植栽活動に取り組んでいる。
- 地域の小中学生と「雪あかり」の制作を通じて、世代間交流や伝統行事の継承に取り組んでいる。
- 植栽や草刈りへの参加者の約半数が女性となるなど、性別に関わらず地域活動に取り組んでいる。



【老朽化した水路の補修】



【「雪あかり」の制作】

2 いわて農業・農村多面的機能シンポジウムを開催 （協議会主催）

岩手県多面的機能支払推進協議会主催により、令和7年11月5日（水）矢巾町田園ホールにおいて「いわて農業・農村多面的機能シンポジウム」を開催し、活動組織の他、県、市町村、土地改良区等の関係者約450名の参加がありました。

今年度は、構成員の減少や高齢化、役員・事務局員の後継者不足などで活動の継続が困難になっている組織が増えている中、活動組織と外部組織とのマッチングについて紹介し、活動組織の広域化や事務の外部委託、多様な組織や非農業団体参画の推進をテーマとしました。

シンポジウムでは、東北農政局農村振興部農地整備課 田村成巳多面的機能企画官による「多面的機能支払活動組織の体制強化に向けた取組 ～地域の課題解決に向けて～」



【講演する田村多面的機能企画官】

「多様な人材のマッチングで地域を守る ～自分たち“だけ”で頑張らない集落活動のカタチ～」、環境学習交流センター 渋谷晃太郎代表理事による「外来生物の実情と対策」、全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会顧問 進藤金日子参議院議員による「最近の情勢について（食料・農業・農村基本計画／日本型直接支払／国土強靱化計画／土地改良長期計画／米を取り巻く状況／R8 予算）」の講演が行われました。

3 令和7年度多面的機能支払交付金抽出検査 (東北農政局)

令和7年12月15日(月)～19日(金)、活動組織を対象とした東北農政局による抽出検査があり、事業計画書、活動記録や金銭出納簿に基づき、領収書や書類の整理状況、活動の内容、各種計画の策定、交付金の使途や残高に加え、研修の実施状況等、工事(直営施工含む)に係る設計書、積算書、出来形管理(現地実測確認)及び写真台帳について検査が実施されました。

検査では次の内容の指導を受けていますので、今後の事業実施の際には注意願います。

【令和7年度抽出検査に係る主な指導事項】

○会計事務関係

- ・ 印鑑と通帳は別々に保管すること。
- ・ 役員及び事務局については、長期間、同一人物が担当するのではなく、可能な限り交代を検討すること。
- ・ レシートは時間経過により文字が消える場合があるので、コピーして保存すること。
- ・ 日当受領の記録を残す場合、偽造防止のために、印鑑ではなく直筆のサインとすると良い。
- ・ 金銭出納簿の支払い月日は、領収書の日付とすること。
- ・ 現金払いで物品等を購入する際はポイントをつけないこと。

○総会関係

- ・ 総会の欠席者に、委任状を提出させること。
- ・ 総会資料は欠席者にも配布し、議決結果を全員に周知すること。
- ・ 構成員に配布した資料や、活動組織内の合意形成に関わる資料は保管しておくこと。
- ・ 活動参加者への日当や機械リース代の単価は、規約や総会資料に盛り込むなど、毎年度周知を図ること。

○資源向上支払(長寿命化)関係

- ・ 施設の更新等を行った際は、財産管理台帳への記載や施設管理者への譲与を忘れないこと。
- ・ 外部委託する場合は、契約書に金抜設計書、施工位置図を添付すること。
- ・ 工事等の見積は、見積条件を文書化して依頼し、3者以上徴収すること。



【検査の様子】



【現地実測確認の様子】

4 田んぼダムの取り組みについて

○「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって湛水被害リスクを低減。



改正「国土強靱化基本法」に基づいた第1次国土強靱化実施中期計画において、農地・農業用施設を活用した流域治水^{*}の取組の一つである田んぼダムの取組の推進が位置付けられました。

田んぼダムとは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで、下流域の湛水被害

のリスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制する排水調整版を設置等して雨水貯留能力を人為的に高める取組みで、一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価が加算されます。岩手県内では、「北上川流域治水プロジェクト」において、水害リスクを踏まえた対策として田んぼダムを検討することとしており、現在、紫波町の2組織、矢巾町の2組織、花巻市の1組織で、多面交付金を活用して田んぼダムに取り組んでいます。

^{*} 流域治水とは、河川管理者が行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、あらゆる関係者が協力して流域全体で水害を軽減させる取組みのことです。

5 活動組織と外部団体とのマッチングについて

人口減少や高齢化・後継者不足等により、活動継続が困難となっている活動組織の増加が懸念されている中、これらの課題を解決するため、協議会と全国土地改良事業団体連合会が運営する「農地水マッチングサイト」が誕生します。令和8年度早期の運用を予定しておりますので、開設の際には是非ご活用ください。

【マッチングのイメージ】



【マッチングサイトの活用事例】

1. 「農道の砂利補修」で人材を募集

(仕事の内容)

農道の砂利が不足するところにスコップで砂利を補充します。

(作業時間) 13時～15時

(募集人員) 3人 (応募人数 4人)

(募集のスケジュール)

活動の1か月半前くらいに募集を掲載。2週間ほどで募集人数に達したため3人を採用。

(懸念事項) サイトで募集したところで人が集まるのだろうか。

(工夫した点) ①作業写真を掲載して状況を想像しやすいようにした。②早めの募集、採用を心掛けた。③当日は2班体制で求職者と共に作業した。



(活動組織)

人が集まるか不安だったが、マッチングがうまくいき、人が来てくれたことがよかったです。外部の方に作業にってもらえると、組織にも刺激になるため、今後も活用したいと思いました。



(求職者)

自分でもできる仕事なので、また是非参加したいと思いました。

2. 「田んぼの水路の継ぎ目補修」で人材を募集

(仕事の内容)

田んぼの水路の継ぎ目補修 (マスキングテープ貼り、プライマー塗布、コーキング材注入均しなど)

(作業時間) 10時～17時

(募集人員) 3人 (応募人数 15人)

(募集のスケジュール)

活動の1か月前くらいに募集を掲載。1週間ほどで募集人数に達したため3人を採用。

(懸念事項) 共同活動とアルバイトとの意識の違い。

(工夫した点) ①応募者にしっかり対応できる体制をつくり、事務局主体のメンバーで作業を実施した。②作業場所については、トイレを借用する公共施設が見える場所を選定した。



(活動組織)

すぐに作業に慣れて、皆さん丁寧に仕上げてくれました。



(求職者)

求職者にもいろいろな考えの人がいる。自分の都合のいい時間、興味のある仕事に応募します。水路の継ぎ目補修は初めて見る仕事内容だったため応募しました。

6 令和7年度水路補修研修会を開催（協議会主催）

活動組織の方々をはじめ、地方公共団体及び土地改良区の方々への情報共有と技術力向上を目指し、令和8年2月25日に、二戸市において水路補修の研修会を開催します。当日は目地補修の実演等も行います。多数の方々の参加をお待ちしております。

開催日時 令和8年2月25日（水）13:00～15:00

会場 二戸市金田一コミュニティセンター



【他地区での実演の様子】

7 交付金の適正な執行について

1 交付金を有効に活用しましょう

活動期間満了を迎えた活動組織における持越金の返還など、毎年度、**交付金の返還が発生しています。**

次の活用例を参考に活動内容の見直し等を行い、交付金を有効に活用しましょう。また、**交付金は公金であることを意識し**、適正に管理・執行しましょう。

【交付金の活用例】

- 農林水産省が公開している優良事例集などを参考に新たな取組を実施
公開先：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html>
- 「田んぼダム」などの地域防災の取組に活用
- 活動参加者への日当や機械リース代単価の見直し
- 農地維持及び資源向上（共同）の活動を計画通りに実施したうえで、その残額を資源向上（長寿命化）に活用

2 資源向上支払（長寿命化）の必要額を正確に算定しましょう

資源向上支払（長寿命化）についても、交付金の持越金の返還が発生しています。

限られた予算を有効に活用するためには、活動計画書に定めた**施設の長寿命化の活動に要する費用を正確に算定する**必要があります。

次年度の要望量調査の際は、次のとおり必要額を算定し、報告してください。

【資源向上支払（長寿命化）必要額の算定フロー】

活動を実施する前年度の12月頃を目途に、必要額の算定をお願いします。

- ① 次年度の実施内容の検討
次年度に長寿命化の活動を実施する施設（数量）を検討します。
検討に当たっては、活動計画書の年度計画や、機能診断結果等を参考にしてください。
- ② 必要額（工事費用）の算定
①で決定した内容について、見積りの徴収や過去の工事実績により必要額を算定します。
- ③ 要望額の検討
②が、交付上限額（交付単価×取組面積）以内となれば、その額が要望額となります。
②が、交付上限額を超える場合は、交付上限額が要望額となります。

3 他事業を積極的に活用しましょう

施設の長寿命化の活動を支援する事業を紹介しますので活用を御検討ください。

なお、各事業の詳細については、市町村や県広域振興局の農村整備室・農村整備センターへお問い合わせください。

【活動組織が事業主体となれる事業の例】

- ① 農地耕作条件改善事業（事業費2,000千円以上）

	国	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	14% (14%)	36% (31%)	

- ② いきいき農村基盤整備事業（事業費2,000千円未満） →別紙1を参照ください。

	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	50% (45%)	

※ ①及び②については、定率補助のほか、定額補助のメニューもあります。

4 交付金を有効に活用するためには、円滑な組織運営が重要です！

活動組織で円滑な組織運営のために守っていただきたい3つのポイントを紹介する「円滑な組織運営のためのポイント(簡易版)」(別紙2)を同封しますので参考にしてください。

【ポイント】

- ① 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう。(総会開催、議事録作成、結果の周知)
- ② 役員が行う事務はお互いに確認し合しましょう。(複数の役員で管理・処理)
- ③ 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう。

8 交付金に係る提出書類について

1 令和7年度に活動期間満了を迎えた組織の方々へ

令和8年度の活動継続に向けて、新たな事業計画を6月30日までに、市町村へ提出する必要があります。手続きの流れ等については、別紙3をご覧ください。

2 令和8年度に活動期間満了を迎える組織の方々へ

令和8年度に活動期間満了を迎える組織は、「地域資源保全管理構想」を令和8年度内に市町村へ提出してください。(長寿命化の更新施設は財産譲与してください)

3 「実施状況報告書」を期日までに提出してください！

各活動組織は、令和7年度の「実施状況報告書」を市町村が指示する期日までに提出してください。(様式等は市町村に御確認ください)

なお、「実施状況報告書」の作成にあたっては、下記に注意してください。

(1) 入力関係(エクセル様式)

- ・データ入力は、オレンジ色セルのみにしてください。

(2) 実施状況報告書関係

- ・活動計画書で選択した項目のみ計画欄が「○」になります。
- ・活動の実施欄が「×」の場合は、備考欄に活動しなかった理由を記載してください。
- ・備考の実施日欄に日付を記載してください。
- ・次年度への持越金の金額と、金銭出納簿の次年度への持越(残高)の金額は一致します。
- ・次年度への持越金がある場合、備考欄に予定内容と予定時期を記載してください。

- 総会又は運営委員会の開催日は、当該年度内の日付を記載してください。

(3) 活動記録関係

- 総会の開催はコード番号 300 を記載してください。
- 活動計画書で選択した項目について記載してください。
- 長寿命化の工事完成確認日の備考欄に数量(延長0m等)を記載してください。
- 外注して実施した活動(草刈りや泥上げ等)も記載してください。

(4) 金銭出納簿関係

- 支出の費目は適切に選択してください。
- 外注費については、備考欄に外注先を記載してください。
- 領収書番号欄、活動実施日欄を記載してください。
- 購入やリース費の内容が分かるように記載してください。
(〇〇の購入、△△のリース等)

(5) 持越金の使用予定表

- 「実施状況報告書の次年度への持越金」と「金銭出納簿の次年度への持越(残高)」の金額は一致します。

(6) その他

- 長寿命化の当年度の完成数量と財産管理台帳の事業量の数値は一致します。
- 農地維持・資源向上(共同)交付金で長寿命化を実施した場合、金銭出納簿は、農地維持・共同の方に記載し、活動記録は、長寿命化の方に記載してください。



岩手県多面的機能支払推進協議会事務局（岩手県土地改良事業団体連合会内）
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1 担当：桑田、金平
【TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3262】
協議会ホームページ <https://www.iwatochi.com/otamagaeru-jp-vr2/>

いきいき農村基盤整備事業のご紹介

突然ですが!



水田や畑についてお困りごとはないですか?

例えばこんなこと..

田んぼが小さくて作業しにくいから
もう少し広くしたいなあ..

ドローンで肥料を散布できれば
省力化できていいなあ..

田がぬかるんで機械で
作業が出来ない!
水はけをよくしたいなあ



人力での草刈りが大変。
自動草刈り機を使ってみたいな



石も多いし..
耕作放棄地を何とかしたい..



土水路の泥上げが大変!
もっと管理しやすくなりたいかな



スマート農業って気になるなあ..

農地を使いやすくしたい! それにスマート農業に興味はあるけど、どうしたら..

お任せください!



県では、農作業の効率化・省力化に向けた農地の改良やスマート農業導入への助成を行っております。

- 1地区の事業費が200万円未満かつ耕作者2名以上
- 事業主体:市町村、土地改良区、農業法人、多面的活動組織等
- 事業申請の当年もしくは翌年着工を基本としているもの

★助成対象工種★ (定額・定率区分有)

例えば、区画拡大・暗渠排水・石礫除去・湧水処理・農業用排水施設更新
スマート農業導入支援など多様な工種が対象となっています!



取組事例は裏面へ ⇒

いきいき農村基盤整備事業の事業実施事例



【区画拡大】 形が悪く、区画が小さな3枚のほ場を1枚に区画拡大し作業効率が大幅アップ！



【暗渠排水】 機械作業が困難な湿田に暗渠排水を整備し、農業機械の走行が楽になり、収量改善に！

新たに登場！ ～スマート農業導入支援～



農業者の減少や高齢化で深刻化している労働力不足に対応するため、農作業の自動化や省力化が可能なスマート農業導入を支援するメニューを追加しました。

例えばこんなことが
出来る！



遠隔操作可能な自動給水栓の設置。



自動草刈り機の導入



トラクタの位置補正
無人で走行！
(GNSS基地局)

トラクター自動操舵システムの導入



水位センサー
の設置で毎日の
水管理が楽に！



出展：ヤンマーHPカタログ
農業用ドローンの導入(農薬散布)



詳細な工種や要件など
こちらをご覧ください！

(県HP)いきいき農村基盤整備事業 要綱・要領

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/youkou/1008790/1082141.html>

【お問い合わせ】

お近くの岩手県 広域振興局 農村整備室・農村整備センターまで
※市町村・土地改良区、農業普及センターや農政部を經由しても構いません。





高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金

簡易版

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～



この資料では、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを紹介します。

ポイント

1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

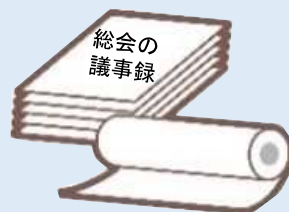


○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

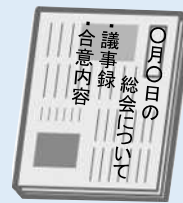
1. 活動内容について毎年度話し合う



2. 話し合いの記録を作る



3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ



○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など



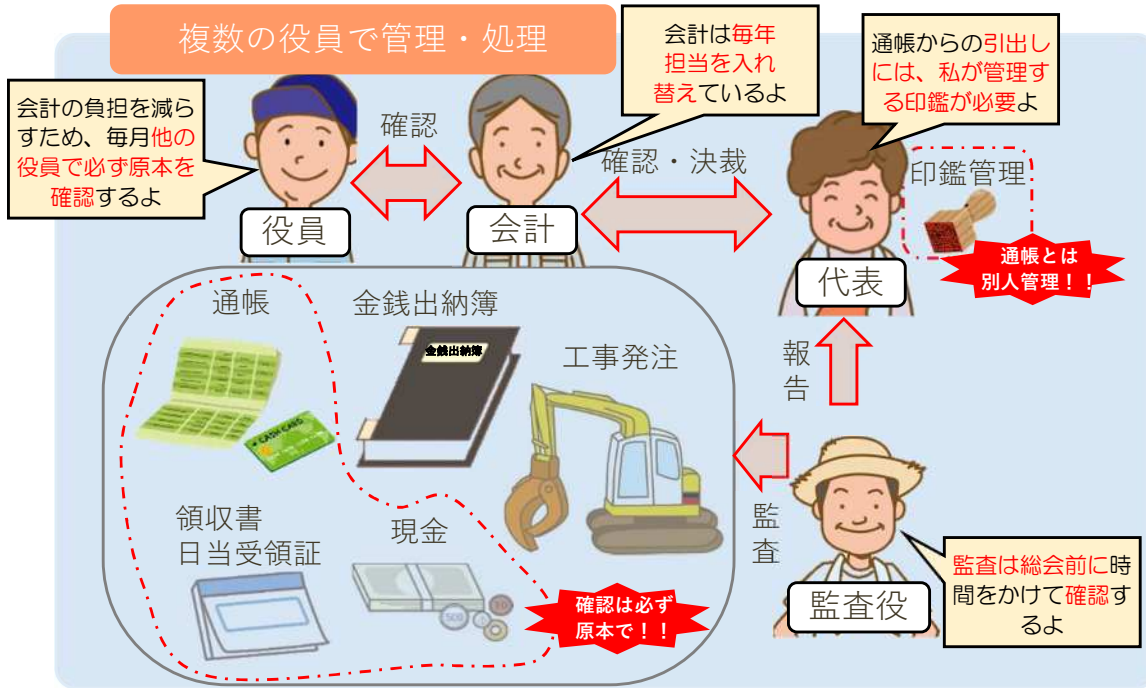
最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

ポイント

2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう



- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



適切な管理を行わないと・・・

トラブル発生

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・

ポイント

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう



- 日当の取扱いは、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当は参加者本人に支払います

日当の受領は本人に確認します

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン（受領印でも可）と受領日を記入してもらい、管理しましょう。

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
0000	R5.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	印	12/1

合意形成や本人への支払いが不十分だったら・・・

・不透明な日当の扱い

トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも・・・

令和7年度に活動期間満了を迎えた活動組織の方々へ

活動期間満了を迎えた活動組織は、**令和8年度以降の活動継続に向けて、新たな「事業計画」を6月30日までに市町村へ提出する必要があります。**

☞ 活動を継続する場合、「事業計画」をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む活動組織にあっては、新たに事業計画を作成して、市町村の認定を受けてください。

☞ 「事業計画」をつくるのは大変なの？

簡単!!

- 裏面の事業計画書の「記入例」を参考に必要事項を記載し、活動組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等、総会議決がわかるもの（議事録）を添付すればOKです。

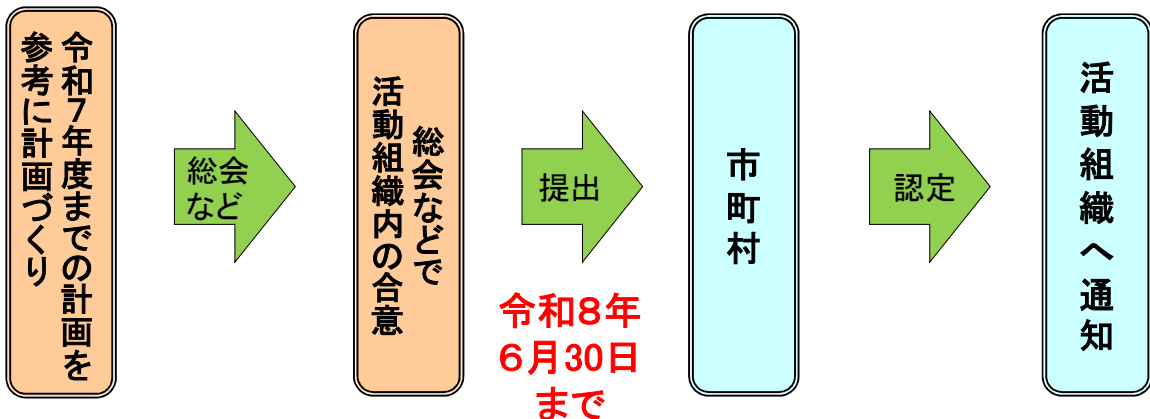
令和7年度までの事業計画書等を参考に作成してください。
最新の様式は協議会ホームページで公開しています。

☞ <https://www.iwatochi.com/otamagaeru-jp-vr2/>

☞ どんな手続きが必要なの？

早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



多面的機能発揮促進事業に関する計画

は個別に記載していただく箇所です。

7年6月1日
〇〇活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(注) 市町村と相談し、地域の特徴を踏まえて記載してください。

1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 活動内容を踏まえて記載してください。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)	
3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	
4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

② 実施区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)
「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

イ 活動計画書 「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。
ロ 活動計画書 「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払 (共同)」及び「(3) 資源向上支払 (長寿命化)」に記載のとおり。

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」のとおり。

(注) 令和8年度の要綱・要領の改正に伴い、様式の内容が一部変更となる可能性があります。これは多面的機能支払のみに取り組む場合の記載例です。

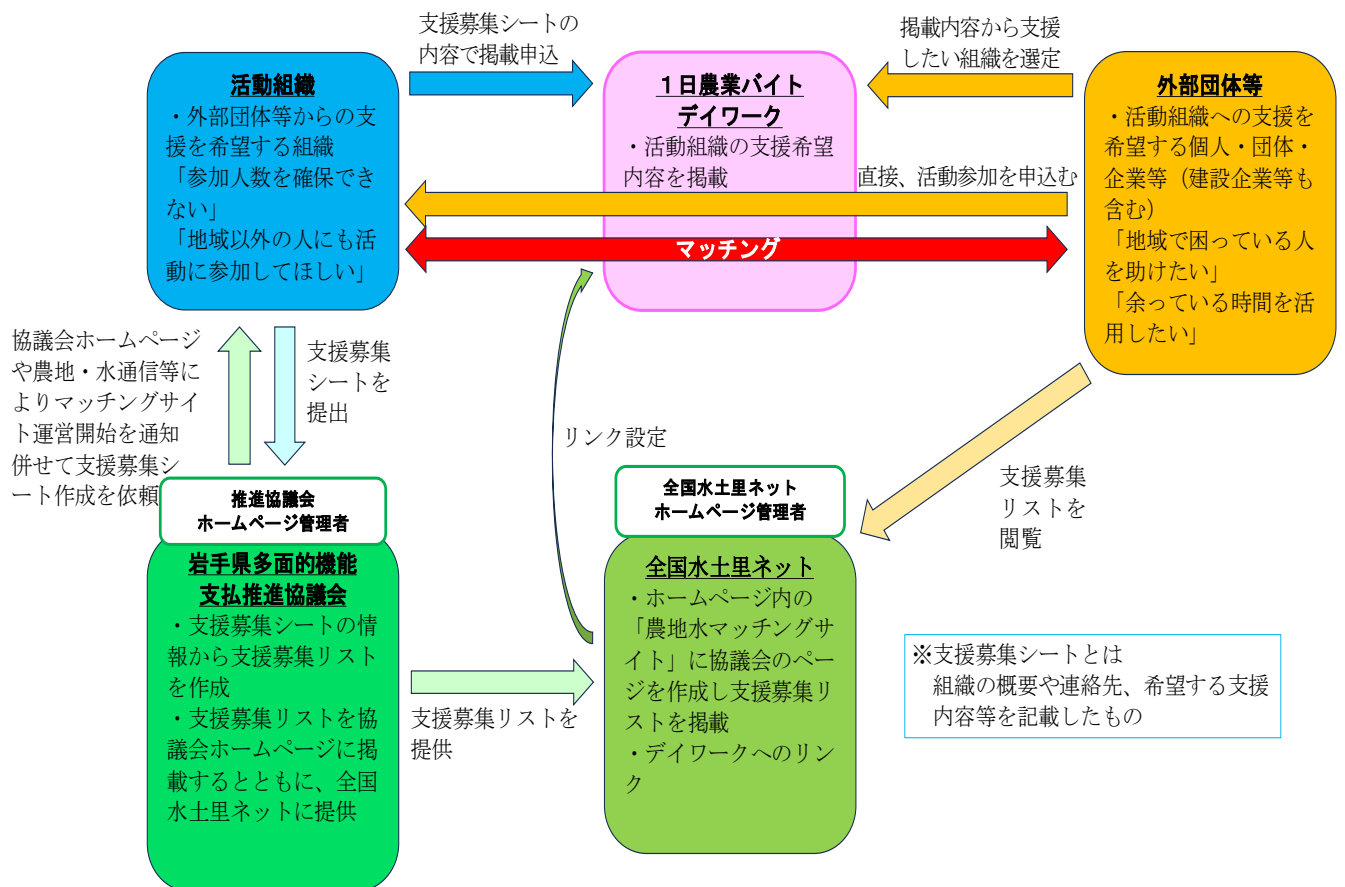
活動組織と外部団体等とのマッチングサイト運用開始について

過去の農地・水通信やR7年度のシンポジウムでも話題を提供してまいりましたが、活動組織と外部団体等とのマッチングサイトの運用を6月より開始しますので是非ご活用ください。マッチングの仕組みの概要は次のとおりです。

- ① 支援を希望する活動組織が、組織の概要と支援の内容を記載した募集シート（支援申込書）を作成し協議会に申し込む。またこの募集シートの内容でデイワークに掲載を申し込む。
- ② 協議会は募集シート（申込書）から募集リストを作成し、協議会ホームページに掲載するとともに、全国水土里ネットのサイトホームページへの掲載を依頼する。
- ③ 外部団体等は、協議会ホームページや全国水土里ネットサイトホームページ、デイワークから連携したい組織を選定し直接活動組織に活動への参加を申し込む。

募集シート（支援申込書）は別紙を参照ください。このシートは協議会ホームページにも載せておりますのでそちらからもダウンロードできます。支援希望の活動組織は、このシートに必要な事項を書き込みFAXで協議会宛に申込ください。

活動組織と外部団体等とのマッチングサイトの仕組み（ホームページ掲載型）



支援募集シート

1 支援を希望する活動組織の概要

活動組織名	
住所・アクセス	(記載例) ○○駅から車で○分 等
活動組織や地域の紹介	
活動組織のホームページアドレス	
代表者の役職・氏名	
担当者の役職・氏名	
代表電話番号	
連絡方法	電 話 : () 時頃 F A X : メー ル :

2 希望する支援の内容

作業内容、作業時間、募集期間 作業内容ごとに記載	(記載例) 草刈り 8:30~17:00 2026年○月、農道補修 8:30~17:00 2026年○月、書類作成 8:30~17:00 2026年○月~2026年○月 等
就業場所	(記載例) 岩手県○○町 等
交通手段、場所 作業内容ごとに記載	(記載例) ○○地区公民館駐車場に自家用車で集合 等
報酬、いずれかを○で囲む(有りの場合は金額記入)	有 (時給 円) / 無
支払方法、支払日	(記載例) 月曜日から土曜日分を翌週月曜日(休日の場合は火曜日)に指定口座へ振り込み 等
諸手当	(記載例) 交通費支給無し 等
休憩時間	(記載例) 昼 60分、ほか午前・午後に小休憩有り 等
残業	(記載例) 無し 等
作業場所のトイレの有無 いずれかを○で囲む 無しの場合に対応を記載	有 / 無 (記載例) ○○地区公民館のトイレを借用可能 等
作業に係る持ち物 支援者が用意するもの	(記載例) 草刈り機・燃料、雨具、長靴、昼食・飲み物 等
貸与・支給品等	(記載例) 軍手 等
社会保険等	(記載例) 労災保険の適用有り 等
その他	(記載例) 汚れてもいい服装着用、大雨時中止(前日夕方までに連絡)、作業場所禁煙(喫煙場所無し)、送迎無し 等
連絡方法	電 話 : () 時頃 F A X : メー ル :

※ 提供いただいた個人情報は、外部団体等とのマッチング支援のみに利用し、それ以外の目的には利用しません。

(写)

農 建 第 1 7 6 号
令 和 8 年 6 月 10 日

岩手県多面的機能支払制度推進委員会
委員長 様

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県多面的機能支払制度令和8年度取組方針等について（諮問）

岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）別表8の3の規定に基づき、下記について意見を聴きたいので、諮問します。

記

- 1 令和8年度取組方針について
- 2 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞の選考について

令和8年度の取組方針について

1 基本的な取組方針

人口減少や高齢化に伴う活動への参加者の減少や役員・事務処理担当の後継者不足により、活動を断念する活動組織が増加してきていることから、農村における地域社会を維持していくうえで重要な本取組の維持に向けて、既存組織の活動継続への支援に重点を置きつつ、新規に取組を要望する組織への支援も図っていくこととする。

2 多面的機能支払交付金の実施見込み

(1) 取組面積と活動組織数について

令和8年度の農地維持支払の取組は、984組織 75,713haの見込みとなっており、令和7年度から4組織の増、466haの増の見込みである。

【取組面積、活動組織数】

		R 7実績	R 8見込	増減
農地維持支払	対象面積(ha)	75,247	75,713	+466
	対象組織数	980	984	+4
	カバー率(%)	49	50	+1
資源向上支払 (共同活動)	対象面積(ha)	71,214	71,618	+404
	対象組織数	852	852	0
資源向上支払 (施設の長寿命化)	対象面積(ha)	55,898	56,348	+450
	対象組織数	699	699	0

※現在、計画認定手続き中であり、今後、変更があり得ること。

(2) 取組面積の目標について

取組面積の現状維持を目標とし、令和8年度以降も75,000ha程度で維持していくこととする。

(3) 環境負荷低減の取組への支援について

令和7年度から多面的機能支払交付金で支援することとなった環境負荷低減の取組については、現時点で「長期中干し」、「中干し延期」等の取組を7組織で約100haで実施予定。(奥州市、花巻市、一関市の組織。)

3 重点取組事項

(1) 継続取組・新規取組の推進

ア 現状

- 令和8年度に活動満期を迎える67組織を対象に継続意思アンケートを実施する予定。
- なお、令和9年度末に活動満期を迎える組織は14組織。
- 令和8年度から新たに活動を開始する予定の組織数は、4組織。うち県北・沿岸地域は1組織。

【新たに活動を開始した組織数】

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
組織数	13	13	7	7	3	6	7	4

- ・ 農振農用地面積に対する取組面積の割合（カバー率）は、盛岡地域4%、県南地域68%に比べ、県北地域22%、沿岸地域6%が低い状況にあり、地域間で格差が生じている。
- ・ 地目別では田76%に比べ、畑23%、草地6%と大きな格差が生じている。

イ 課題と対応

課題	対応
1 今後、活動満期を迎える組織に対して、継続に向けた支援の強化が必要	(1) 活動満期を迎える組織の継続意思を確認 (2) 関係機関と連携し、事務負担軽減につながる事務委託、活動項目の選択・集中、人材確保・有効活用に繋がる近隣組織との合併を支援 (3) 事務の受皿整備として、 ①マッチングサイトの令和8年度中の運用開始に向けて検討を行う ②土地改良区やNPO等への事務委託の働きかけ ③組織内での事務担当者の世代交代を促すための会計研修会の開催 (4) 労働力確保策として、アルバイト求人サイトを紹介するとともに、活用事例を横展開
2 取組面積の現状維持のために、新規組織の掘り起こしが必要（特に県北・沿岸地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備事業等の実施を希望する地区において制度を紹介
3 畑及び草地における取組の拡大が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑及び草地における取組の拡大余地がある活動組織に対して、畑及び草地での活動事例を紹介することで、取組の拡大を支援

(1) いわて農業・農村多面的機能シンポジウムに代わる研修会の開催

- ・ 県内の活動組織等に県内外の優良な取組を情報発信し、制度の有用性を再認識するとともに、活動組織の広域化及び非農業団体など多様な組織の参画を推進し地域の取組の維持を図ることを目的に開催予定。

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

- ・ 多面的機能支払交付金活動組織の模範となる優れた取組を行っている組織を表彰するとともに受賞内容を広報誌等で周知し、県内組織の活動継続の意欲高揚を図る。
- ・ 推薦数が減少していることから、積極的に推薦するよう市町村に対し声掛けを行う。

(3) 活動時の安全管理の徹底等について

- ・ クマ等の野生生物注意喚起や活動開始時期、事故の都度、文書を発出するほか、担当者会議において、安全管理の徹底について注意喚起を行う。

(4) 外来種駆除について

- ・ 従来の生態系を維持するため、「農地・水通信」などを活用し、外来種駆除の必要性の周知を行う。

令和8年度第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について

1 開催概要について

時 期	事 項	場 所	内 容
9/8 (火) (終日)	第2回委員会	現地	活動組織との意見交換 (未定)
		未定	農地・水モデル賞地区選定に係る審査

※詳細な行程予定は後日お知らせします。

2 現地調査における意見交換のポイント

- (1) 鳥獣被害防止対策に取り組む組織を候補として現在調整中。